

公開草案『IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報』に
対する意見

生命保険協会

2021 年 9 月 27 日

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2021年7月に公表された公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」(以下、「本ED」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社42社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の11%程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。
3. 我々は、本EDにおいて提案されているIFRS第17号を修正する内容について賛同する。本ED公表にあたり、IASBが利害関係者からの情報を踏まえて、迅速かつ的確に検討を進めたことに対して敬意を表する。また、認識された課題に対処するため、過度に規範的とすることなく、関係者の判断に委ねる提案がなされている点についても高く評価している。
4. 一方で、IFRS第17号は複雑な会計基準であり、まだ明らかになっていない適用上の論点もあると考えており、今後さらに適用が進むにつれそういった課題が明らかになるであろうことも想定される。将来、IFRS第17号の適用後レビューが実施される際には、改めて中長期的な視点で分析を行い、保険ビジネスの実態が適切に反映されるように検討をお願いしたい。
5. 引き続き、利害関係者の意見をよく踏まえ、更なる基準の高度化に向けた取組みを我々は期待している。

以 上

¹ スイス再保険会社 sigma No.3/2021